

特定非営利活動法人宮沢賢治・花巻市民の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人宮沢賢治・花巻市民の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を岩手県花巻市豊沢町 2-18 に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、宮沢賢治の生地花巻において、賢治に共感する地域住民の交流促進及び全国から訪れる賢治ファンへのおもてなしと市民の交流を図ること、並びに宮沢賢治が主唱した「農民芸術概論」に鑑み芸術文化活動を通じて地域のまちづくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動法人の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次にあげる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮沢賢治の人と作品を学ぶ事業
- (2) 宮沢賢治ゆかりの地の案内・情報を発信する事業
- (3) 宮沢賢治に関する作品等の発表の場を提供する事業
- (4) 宮沢賢治の「農民芸術概論」に即した文化活動
- (5) 地域住民及び賢治ファンの交流の促進を図る事業
- (6) その他前条の目的に資する事業

第3章 会員

(会員)

第6条 この法人の会員は、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。

(役員の選任)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、職員を置くことができる。

2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 47 条において同じ。)
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項
(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 20 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも会日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合において、会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 48 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。
 - 3 前 2 項の規定に関わらず、会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号に掲げる事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 10 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
 - (6) その他の収益
- (資産の管理)

第 40 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 44 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 45 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 46 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 47 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称

- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
 - (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限る）
 - (5) 社員の資格の得喪に関する事項
 - (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
 - (7) 会議に関する事項
 - (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
 - (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき事項に限る）
 - (10) 定款の変更に関する事項
- （解散）

第 49 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、会員総数の 4 の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会の議決により選定した者に譲渡するものとする。

（合併）

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

（公告の方法）

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府 NPO ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第 10 章 雑則

（細則）

第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

代表理事 小原 敏男

副代表理事 泉沢 善雄

理 事 大森 敦子

監 事 牧野 幹

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和 8 年 3 月 31 日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第 46 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 7 年 3 月 31 日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、0 円とする。

(法第 10 条関係「設立認証申請」)

役 員 名 簿

特定非営利活動法人宮沢賢治・花巻市民の会

役職名	ふりがな 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の 有無	備 考
代表理事	おばら としお 小 原 敏 男		無	
副代表理事	いずみさわよしお 泉 沢 善 雄		無	
理 事	おおもりあつこ 大 森 敦 子		無	
監 事	まきの みき 牧 野 幹		無	

- 備考 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「役職名」の欄には、理事の職名を定めている場合は、それぞれの理事について職名を記載する。
- 3 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動法人等の設立の手續等に関する条例第 2 条第 2 項に掲げる書面（住民票等）によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 4 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 5 役員総数に対する報酬を受ける役員数(「報酬の有無」欄の「有」の数)の割合は、3 分の 1 以下でなければならない(法第 2 条第 2 項第 1 号ロ)。

設 立 趣 旨 書

1 趣 旨

花巻は宮沢賢治生誕の地、ゆかりの地として、そして宮沢賢治文学のいわば本山ともいべき宮沢賢治記念館を抱え、多くの賢治ファン、文学愛好者そして観光客が訪れる地であります。私たちはこの花巻を訪れる賢治ファンに、地元ならではのおもてなしとして、宮沢賢治ゆかりの地の案内活動や賢治童話方言作品の朗読会などを催しております。

これらの活動を通じて、私たちは自前の拠点施設を保有することを望むようになりました。そこでは賢治文学散歩のためのインフォメーションを行い、朗読会や学習会を開催し賢治ファンの交流の場とします。また、賢治の羅須地人協会時代に鑑み、「農民芸術概論」で賢治が主張した芸術文化活動を実践します。

つきましては、これらの活動及び拠点施設の安定した運営と事業の継続性を担保するため特定非営利活動法人の設立を企画いたしました。広く皆様のご賛同をお願いする次第です。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで任意団体の宮沢賢治・花巻市民の会を母体として、賢治ゆかりの地の案内や賢治方言作品の朗読会を催し、それらを広く周知するためホームページを運営しているほか、併せて宮沢賢治の人と作品の学習とその普及を目的とした「宮沢賢治カフェ」を毎月開催しています。

賢治ゆかりの地は宮沢賢治・花巻市民の会のホームページで紹介しているほか、ボランティア・ガイドも運営しておりますが、その問い合わせ先、連絡先のデスクおよびインフォメーションカウンターの常設施設の保有を望んでいます。

また、朗読会や宮沢賢治カフェの会場も賢治の広場を借用して運営していましたが、適度なスペースと設備を備え、いつでも利用できる会場を確保したいと思います。

これらの経緯を踏まえ、私たちは自前の活動拠点施設の運営を思い至った次第です。

令和6年10月16日

宮沢賢治・花巻市民の会

会 長 小 原 敏 男

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人宮沢賢治・花巻市民の会

1 事業実施の方針

下記に掲げる活動を定着させるため、企画の充実及び情報発信に努め、カフェ羅須の知名度を上げることにより主力を注ぐものとする。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
(1) 宮沢賢治の人と作品 を学ぶ事業	宮沢賢治カフェの開催	毎月第 3 土曜 日	カフェ 羅須	2 人／ 回	市民及び賢 治ファン 15 人／回
(2) 宮沢賢治ゆかりの地 の案内・情報を発信す る事業	ホームページの運営	年間			
	ボランティア・ガイドの運 営	随時	市内	1 人／ 回	賢治ファン
(3) 宮沢賢治に関する作 品等の発表の場を提 供する事業	絵画、写真等の展示	随時	カフェ 羅須		市民及び賢 治ファン
	朗読会等の発表の場の提供	随時	同上		同上
(4) 宮沢賢治の「農民芸術 概論」に即した文化活 動	レコードコンサートの開催	月 1 回	同上	2 人／ 回	市民
	ライブコンサートの開催	月 1 回	同上	2 人／ 回	市民
	市民創作美術作品の展示	随時	同上		市民
(5) 地域住民及び賢治フ ァンの交流の促進を 図る事業	カフェとしゃこうじの運営	週 5 日	カフェ 羅須	2 人／ 日	市民及び賢 治ファン

令和7年度事業年度の事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人宮沢賢治・花巻市民の会

1 事業実施の方針

初年度に引き続き徐々に事業の定着と拡大を図り、併せてカフェ羅須の周知PRに努めることにより入場者数の増加を図り、本会の事業を安定的かつ継続的に進める軌道に乗せることを目指す。

2 事業の実施に関する事項

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数
(1) 宮沢賢治の人と作品 を学ぶ事業	宮沢賢治カフェの開催	毎月第 3 土曜 日	カフェ 羅須	2人／ 回	市民及び賢 治ファン 15人／回
(2) 宮沢賢治ゆかりの地 の案内・情報を発信 する事業	ホームページの運営	年間			
	ボランティア・ガイドの運 営	随時	市内	1人／ 回	賢治ファン
(3) 宮沢賢治に関する作 品等の発表の場を提 供する事業	絵画、写真等の展示	随時	カフェ 羅須		市民及び賢 治ファン
	朗読会等の発表の場の提供	随時	同上		同上
(4) 宮沢賢治の「農民芸 術概論」に即した文 化活動	レコードコンサートの開催	月1回	同上	2人／ 回	市民
	ライブコンサートの開催	月1回	同上	2人／ 回	市民
	市民創作美術作品の展示	随時	同上		市民
(5) 地域住民及び賢治フ ァンの交流の促進を 図る事業	カフェ羅須の運営	週5日	カフェ 羅須	2人／ 日	市民及び賢 治ファン

設立当初の事業年度 活動予算書

法人成立の日から令和7年3月31日まで

特定非営利活動法人宮沢賢治・花巻市民の会

(単位：円)

科目	金額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費		0	
2 受取寄付金			
受取寄付金		0	
3 事業収益			
カフェ（喫茶）売上		1,400,000	
4 その他収益			
雑収入		0	
経常収益計			1,400,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
パート時間給	400,000		
人件費計	400,000		
(2) その他経費			
喫茶仕入	300,000		
光熱水費	100,000		
消耗品	90,000		
広告宣伝費			
減価償却費			
その他経費計	490,000		
事業費計		890,000	
2 管理費			
(1) 人件費	0		
人件費計	0		
(2) その他経費			
施設賃貸料	300,000		
光熱水費	100,000		
消耗品	50,000		
修繕費			
租税公課	10,000		
通信費	50,000		
その他経費計	510,000		
管理費計		510,000	
経常費用計			1,400,000

III	經常外収益		
	1 借入金		
	借入金	1,500,000	
	經常外収益計		1,500,000
IV	經常外費用		
	1 施設改装費	1,300,000	
	2 備品購入費	200,000	
	經常外費用計		1,500,000
	当期經常増減額		0
	設立時正味財産額		-1,500,000
	次期繰越正味財産額		-1,500,000

令和7年度 活動予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人宮沢賢治・花巻市民の会

(単位:円)

科目		金額	
I	経常収益		
1	受取会費		
	正会員受取会費	0	
2	受取寄付金		
	受取寄付金	0	
3	事業収益		
	カフェ(喫茶)売上	3,360,000	
4	その他収益		
	雑収入	0	
	経常収益計		3,360,000
II	経常費用		
1	事業費		
	(1)人件費		
	パート時間給	1,080,000	
	人件費計	1,080,000	
	(2)その他経費		
	喫茶仕入	1,120,000	
	光熱水費	240,000	
	消耗品	50,000	
	広告宣伝費		
	減価償却費		
	その他経費計	1,410,000	
	事業費計	2,490,000	
2	管理費		
	(1)人件費	0	
	人件費計	0	
	(2)その他経費		
	施設賃貸料	720,000	
	光熱水費		
	消耗品	50,000	
	修繕費		
	租税公課		
	通信費	100,000	
	その他経費計	870,000	
	管理費計	870,000	
	経常費用計		3,360,000

III	經常外収益			
	1 借入金			
	借入金		0	
	經常外収益計			0
IV	經常外費用			
	1 施設改装費		0	
	2 備品購入費		0	
	經常外費用計			0
	当期經常増減額			0
	設立時正味財産額			-1,500,000
	次期繰越正味財産額			-1,500,000